持ち味採用メソッド機密保持契約書

（甲）持ち味カード等ライセンス契約者

（乙）デライトコンサルティング　株式会社

甲と乙とは、乙が甲に提供する持ち味採用メソッド（以下メソッドという。）に関して、相互信頼のうえ次の通り機密保持契約（以下本契約という。）を締結する。

第１条（メソッドの定義）

１．乙が甲に提供するメソッドは、乙が開発した各種シート（「私の持ち味振り分けシート」「要件項目設定シート」「人材要件作成シート」）を用いた「人材要件づくり」、「持ち味カード試験」の方法および結果判定基準、「持ち味面接」の方法および結果判定基準等、持ち味カードを活用した人材採用の一連の手法およびノウハウ並びに結果判定基準のことをいう。

第２条（メソッド提供の目的）

１．乙の甲に対するメッソドの提供は、甲のクライアント（以下丙という）の人材採用において、丙の将来を担う、期待に応えられる人材の獲得を甲が支援することによって、甲および丙が継続的に繁栄することを目的とする。

第３条（機密事項）

１．本契約でいう「機密事項」とは、乙が甲に提供するメソッドおよび文書または磁気ディスクによるもののほか、口頭により提供された情報の全てをいう。

第４条（守秘義務）

１．甲は、乙より提供を受けた機密事項を、機密保持契約を締結した甲のクライアント以外の第３者に提供してはならない。

２．甲は、乙より提供を受けた機密事項を厳重に管理し、保持する義務を負う。

３．甲は、乙より提供を受けた機密事項は第２条に定める目的の達成のために、必要最小限度の範囲の甲の役員および社員に限り開示する。

４．甲が丙に機密事項を開示する場合には、甲は丙との間で「持ち味採用メソッド機密保持契約」を締結しなければならない。

５．甲は丙に対してメソッドを活用した採用支援業務を行う場合は、一般社団法人個を活かす組織づくり支援協会が認定した「持ち味採用コンサルタント」が行わなければならない。

第５条（メソッドの返還・破棄）

１．甲は、持ち味カード等ライセンス契約の終了時、もしくはライセンス契約期間中であっても、以後メソッドを保持する必要がなくなったことを甲乙で確認した場合は、その日より２週間以内に乙より提供を受けたメソッドを乙に返還もしくは破棄しなければならない。

２．甲は、乙より提供を受けた機密事項を厳重に管理し、保持する義務を負う。

３．甲は、持ち味カード等ライセンス契約終了時以降は、既にメソッドを提供した丙はもちろんのこと、新規にメソッドを使用することはできない。

以上